



英国加入で戦略的価値高まる CPTPP

株式会社オウルズコンサルティンググループ
プリンシパル 菅原 淳一

※2023年4月1日付のJBpressの記事を一部変更して掲載しています。

2023年3月31日、英国のCPTPP加入交渉が「実質的な妥結」に至った。英国のCPTPP加入が事実上決まったことは、CPTPPの経済規模だけでなく、戦略的価値も向上させる。インド太平洋地域においてルールに基づく自由な貿易という原則を維持することへの貢献に加え、さらなる拡大の誘因となることも期待される。戦略的価値が高まったCPTPPをいかに活用するか。これまでCPTPPを主導してきた日本の構想力が試される。

I. 英国のCPTPP加入交渉が実質妥結

英国のCPTPP(環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定)への新規加入交渉が、2023年3月31日に「実質的な妥結」に至った。英国が正式に加入し、その効力が発生するまでには、最終合意・加入招請を経て、CPTPP参加11カ国と英国での議会承認等の国内手続きの完了が必要であり、まだしばらくの時間を要する。しかし、英国のCPTPP新規加入が事実上決まったことが、今後のCPTPPのあり方や世界貿易秩序に与える影響は小さくない。

CPTPP は、米国が TPP (環太平洋パートナーシップ) から離脱して発効が見込めなくなった後、日本が主導して残りの 11 カ国で合意され、2018 年 12 月 30 日に発効した包括的な経済連携協定 (EPA) である。2021 年 2 月 1 日に英国が新規加入の申請を行い、同年 6 月 2 日に加入交渉の開始が決定され、同年 9 月 28 日から交渉が行われていた。今回、加入申請から 2 年 2 カ月での実質妥結となった。

加入に際しては、加入候補国は CPTPP の全 30 章 (電子商取引、国有企業、知的財産等を含む) にわたるすべてのルールを受け入れ、物品貿易、サービス貿易、投資、政府調達等において高い水準での市場アクセスを認めることが求められている (図表 1)。今回発出された「CPTPP への英国加入プロセスに関する閣僚共同声明」によれば、英国は「物品、サービス、投資、金融サービス、政府調達、国有企業及びビジネス関係者の一時的な入国について、商業的に有意義で、最高水準の市場アクセスのオファーを提供した」とされる¹。

図表 1 CPTPP の構成

冒頭規定・ 一般的定義	衛生植物検疫 (SPS) 措置	電気通信	労働	規制の整合性
物品市場 アクセス	貿易の技術的 障害 (TBT)	電子商取引	環境	透明性・ 腐敗防止
原産地規則・ 手続	投資	政府調達	協力・能力開発	運用・制度
繊維・繊維製品	サービス貿易	競争政策	競争力・ ビジネス円滑化	紛争解決
税関・ 貿易円滑化	金融サービス	国有企業	開発	例外・一般規定
貿易救済	一時的入国	知的財産	中小企業	最終規定

(出所) TPP 協定より、オウルズコンサルティンググループ作成

II. 英国にとってはインド太平洋地域への橋頭堡

英国にとり、CPTPP 新規加入の経済的・戦略的意義は大きい。英国にとって CPTPP 参加 11 カ国は、輸出で 6.6%、輸入で 7.4% を占める。英国は、CPTPP 参加 11 カ国のうち、日本、チリ、シンガポール、ベトナム、カナダ、メキシコとはすでに 2 国間の自由貿易協定 (FTA) を発効させ、オーストラリア、ニュージーランドとは署名を終えている。その点では、CPTPP 参加によって個別国から得られる追加的な市場開放の恩恵は限られる。しかし、英国国際貿易省によれば、CPTPP における関税削減・撤廃は既存の 2 国間 FTA における関税削減・撤廃よりも早く、大きいため、自動車等の輸出増が見込まれる。また、日本製やメキシコ製の部品を用いた英国製自動車をより低税率で CPTPP 参加国に輸出できること、英国が競争力を有する金融サービスや専門職サービスの市場開放につながることをメリットとして例示している²。

英国にとってのメリットは、こうした CPTPP 参加国による市場開放にとどまらない。高い水準のルールと市場ア

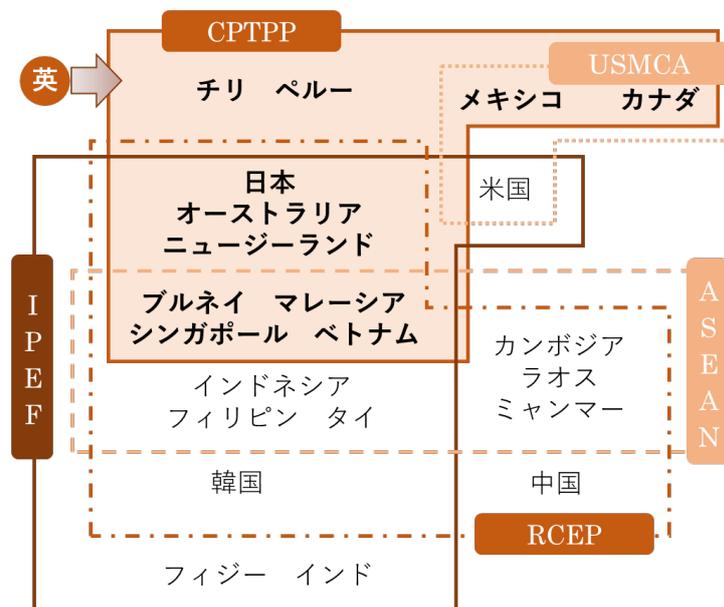
¹ 内閣官房 TPP 等政府対策本部「CPTPP への英国加入プロセスに関する閣僚共同声明」(日本語・仮訳)、2023 年 3 月 31 日。

² U.K. Department of International Trade, *UK Accession to CPTPP: The UK's Strategic Approach*, April 2021.

クセスで結びついたインド太平洋地域の 11 カ国による広域経済圏に参加することは、EU (欧州連合) 離脱後、「グローバル・ブリテン」を掲げて EU 域外との経済関係を拡大を目指してきた英国にとって大きな意味を持つ(図表 2)。英国は、CPTPP 参加国との経済関係を深化させるとともに、CPTPP を橋頭堡として、インド太平洋地域における経済活動の拡大を図ることが可能となり、サプライチェーンの多様化や経済的強靱性の確保につながる。

英国は、インド太平洋地域において、米国・オーストラリアとの軍事・安全保障枠組みである「オーカス (Aukus)」に参加しているが、CPTPP への加入は経済面における英国の同地域への関与の意思を明確にするものであるとの指摘もある。また、英国の EU 離脱を支持した論者からは、(関税同盟である) EU 加盟国のままでは成し遂げられなかった成果であるとの声も聞かれる。

図表 2 CPTPP とインド太平洋地域の主な広域経済枠組み



(出所) オウルズコンサルティンググループ作成

III. 日本にとっては CPTPP の戦略的価値の向上

日英 EPA をすでに発効させている日本にとっても、英国の CPTPP 新規加入によって追加的に得られる英国市場開放の恩恵は限定的ではあるが、CPTPP 参加諸国の原材料・部品を用いて日本国内で製造した製品の対英輸出で関税削減・撤廃の恩恵が受けられるようになるなどのメリットがある。

日本にとっては、こうした直接的な経済的メリット以上に、戦略的な意義が大きい。WTO (世界貿易機関) が十全の機能を果たせていない状況において、世界経済の分断が進み、主要国が挙って自国優先・保護主義的要素を含む産業政策を推し進める中、基本的価値を共有する英国を CPTPP に迎え入れることは、インド太平洋地域においてルールに基づく自由な貿易という原則を維持する上で有益であり、日本の経済安全保障確保の一助ともなるだろう³。

CPTPP の今後のあり方にも好影響をもたらすことが期待できる。現在、中国、台湾、エクアドル、コスタリカ、ウルグアイが正式に加入申請を行っている。また、韓国などのアジア諸国が新規加入への関心を表明している。こ

³ 菅原淳一「分断された世界とフレンドショアリング」、2023年2月10日、オウルズコンサルティンググループ参照 (<https://www.owls-cg.com/report/2023/02/10/1540/>)。

れら新規加入を希望する国・地域にとって、英国の加入条件が重要な先例となる。CPTPP の各章で定められた高い水準のルールと自由化を受け入れなければならないことを、加入希望国・地域に対して再認識してもらう機会となるだろう。

また、CPTPP の拡大は、それだけ CPTPP の魅力を増すことにつながり、さらなる拡大の誘因となる。世界第 6 位の経済規模(GDP)を持つ英国が加入することにより、CPTPP の経済規模は約 11.7 兆ドル(全世界の 12.1%)から約 14.8 兆ドル(同 15.4%)へと拡大する(世界銀行、2021 年)。現在は関心表明にとどまっているアジア諸国の加入申請を促すことが期待される。英国の加入によって、CPTPP が「環太平洋」にとどまらない枠組みであることも明らかとなり、加入に関心を持つ国が地理的に拡大することも考えられる。

米国の CPTPP 復帰は、国内政治環境を鑑みれば当面見込めないが、CPTPP の拡大が続き、参加していないことのデメリットが大きくなれば、米国内の CPTPP 参加支持派を後押しすることにもなるだろう。

今回の閣僚声明には、「CPTPP 参加国及び英国は、域内及びそれを越えて、自由貿易、開かれた競争的市場、ルールに基づく貿易システム及び経済統合を更に促進していくことにコミットしている」と明記された。英国の CPTPP 加入によって戦略的価値が高まった CPTPP をいかに活用するか。これまで CPTPP を主導してきた日本の構想力が試される。

著者



株式会社オウルズコンサルティンググループ
プリンシパル(通商・経済安全保障担当)
菅原 淳一 / Sugawara, Junichi

 @JS_Owls (https://twitter.com/JS_Owls)

経済協力開発機構(OECD)日本政府代表部専門調査員(貿易・投資・非加盟国協力担当)、みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社調査部主席研究員(プリンシパル)(通商、経済安全保障等を担当)等を経て現職。一般財団法人国際貿易投資研究所(ITI) 客員研究員。

通商政策や経済安全保障に関する政策分析に長年従事。WTO、EPA(FTA、TPP、RCEP等)、APEC、日米・米中通商関係、主要国の経済安全保障戦略などに関し、寄稿、講演、テレビ・ラジオ出演、研究機関研究会・経済団体委員会委員等多数。

本資料は一般的な情報提供を目的とするものであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。関連する法令等の解釈を行ったものではなく、利用者が本資料を利用したことによる結果について、株式会社オウルズコンサルティンググループは一切の責任を負うものではありません。

また、書面による株式会社オウルズコンサルティンググループの事前承認なしに、第三者への配布・引用・複製を行うことはお断りしております。

株式会社オウルズコンサルティンググループ

〒106-0046 東京都港区元麻布 3-1-6

<https://www.owls-cg.com/>